

6. パートタイム労働者を取り巻く関連諸制度

労働保険・社会保険・税金

1. パートタイム労働者でも一定の基準を満たせば雇用保険の被保険者となり、失業等給付が受けられます

(1) 適用要件

パートタイム労働者でも、以下の①及び②の適用基準のいずれにも該当する場合には雇用保険の被保険者になります。

<雇用保険の適用基準>

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

(2) 適用区分

雇用保険の被保険者は、年齢により次のような被保険者の種類に分類されます。

65歳未満	65歳以上(※)
「一般被保険者」	「高年齢継続被保険者」

(※) 65歳前から引き続き同一の事業主に雇用されている方に限ります。65歳以降に新たに雇用された方は被保険者とはなりません。

(3) 失業等給付の求職者給付の受給資格要件

雇用保険の失業等給付の求職者給付の支給を受けるためには、離職の日の以前の一定の期間に、次の「被保険者期間」が必要です。

① 「一般被保険者」に該当する方の場合

離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が12か月以上あること。

(ただし、倒産・解雇などによる離職の場合及び雇止めによる離職の場合は、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が6か月以上でも可。)

② 「高年齢継続被保険者」に該当する方の場合

離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数11日以上の方が6か月以上あること。

(4) 雇用継続給付の受給資格要件

被保険者が一定の要件を満たせば、以下の雇用継続給付の支給を受けることができます。

① 高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金

被保険者が60歳から65歳になるまでの間について、一定の要件を満たせば支給対象となります。

② 育児休業給付金

被保険者が育児休業を取得した場合において、一定の要件を満たせば支給対象となります。

③ 介護休業給付金

被保険者が介護休業を取得した場合において、一定の要件を満たせば支給対象となります。

雇用保険の適用・給付の詳細については、お近くのハローワークにお問い合わせください。

2. 労災保険による補償も受けられます

パートタイム労働者も労災保険による補償を受けることができます。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金、⑦介護補償給付があります。また、通勤災害についても同様の給付があります。

そのほか、事業主の行う定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する項目で異常の所見が見られた場合に支給する二次健康診断等給付があります。

労災保険の適用・給付の詳細については、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

3. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

すべての法人事業所と、農林水産業など一定の業種を除く常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の強制適用事業所となります。適用事業所の従業員であれば、パートタイム労働者も一定の要件を満たせば被保険者になります。パートタイム労働者に対する社会保険の適用は、原則次の通りです。

資格要件	所定労働時間	1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の見込労働者のおおむね4分の3未満である者(注1)			
	年収	原則として年収が130万円(180万円(注2))未満		原則として年収が130万円(180万円(注2))以上	
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	(家族が健康保険等被用者保険に加入している場合)健康保険等被用者保険の被扶養者	(家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合)国民健康保険の被保険者	国民健康保険の被保険者
	年金	厚生年金保険等被用者年金の被保険者(国民年金の第2号被保険者)	(配偶者が厚生年金保険等被用者年金の被保険者の場合)国民年金の第3号被保険者	(配偶者が厚生年金保険等被用者年金の被保険者でない場合)国民年金の第1号被保険者	国民年金の第1号被保険者

(注1) 保険者が労働日数、労働時間、就労形態、職務内容などを総合的に勘案して、常用的使用関係が認められれば、社会保険が適用されます。

(注2) 認定対象者が60歳以上である場合(医療保険のみ)、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

(注3) 平成28年10月から、①週20時間以上、②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)、③勤務期間1年以上、④学生以外、⑤従業員501人以上の企業、の条件を全て満たす短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険が適用されることとなります(「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第62号))。

また、いわゆる「短時間正社員」に対する適用については、当該事務所の就業規則などにおける短時間正社員の位置づけを踏まえつつ、労働契約の期間や給与などの基準などの就労形態、職務内容を基に判断します。具体的には、

- ①労働契約、就業規則及び給与規程などに、短時間正社員に関する規定がある
- ②期間の定めのない労働契約が締結されている